

第107回北海道国土利用計画審議会 議事録

○ 開催日時：令和5年2月10日(金) 13:30～14:30

○ 開催会場：WEB会議（かでの2・7 7階 710会議室）
（一部委員及び北海道（事務局）会場参加）

○ 次第

1 開会

2 挨拶

3 議題

（1）第17期北海道国土利用計画審議会会長の選出及び会長職務代理者の指名について

（2）北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

4 閉会

○ 出席者

（委員側）

会長	椎野 亜紀夫	（WEB）
委員	大賀 京子	（WEB）
委員	笠井 美青	（WEB）
委員	片山 めぐみ	（WEB）
委員	川村 志麻	（WEB）（会長代理）
委員	菊入 等	（会場）
委員	北方 享一	（会場）
委員	小門 史子	（WEB）
委員	齋藤 武也	（WEB）
委員	佐藤 季規	（WEB）
委員	田村 祥三	（WEB）
委員	幌村 司	（会場）
委員	前田 康吉	（WEB）

（道）

総合政策部計画局長	上田 晃弘
総合政策部計画局土地水対策課長	齋藤 幹夫
総合政策部計画局土地水対策課課長補佐	福井 伸雅
総合政策部計画局土地水対策課総括主査兼調整係長	池島 和明
総合政策部計画局土地水対策課調整係主査	菊地 弘和
総合政策部計画局土地水対策課調整係専門主任	西野 敬史
総合政策部計画局土地水対策課調整係専門主任	徳山 知美

（関係課：北海道土地・水対策連絡調整会議関係）

環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係長	川村 美穂
環境生活部自然環境局自然環境課公園保全係長	片岡 麻衣
農政部農業経営局農地調整課専門主任	日下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課専門主任	伊藤 壮伸
建設部建設政策局維持管理防災課河川管理係主査	荒田 哲男
建設部土木局河川砂防課河川計画係主査（河川企画）	中津 隆文
建設部まちづくり局都市計画課区域計画係長	安栗 大樹
建設部まちづくり局都市計画課主任	二木 麻衣

1 開会

□ 事務局（齋藤課長）

定刻を若干経過しておりますが、ただ今から第107回北海道国土利用計画審議会を開催します。本日は大変御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます北海道総合政策部計画局土地水対策課長の齋藤でございます。それでは開会にあたりまして、総合政策部計画局長の上田より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（上田計画局長）

計画局長の上田でございます。通信状態が悪く大変失礼いたしました。申し訳ございません。

本日は御多忙のところ、皆様御出席をいただき感謝いたします。この審議会は、2年程書面で開催をさせていただいておりますけれども、今年改選期を迎えたところでございますけれども、皆様には、委員の就任につきまして、御承諾を賜りましてこの場をお借りしまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも土地行政に対する御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、今期の会長を選任していただくほか、先日諮問をさせていただきました「千歳農業地域の縮小」に伴う土地利用基本計画（計画図）の変更案につきまして、御審議をいただきたいと思っております。限られた時間ではございますけれども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

□ 事務局（齋藤課長）

本日はWEBと会場の二元的な開催とさせていただいております。今期第17期の委員改選後、初めての審議会でございますので、最初に委員の皆様方を五十音順で御紹介させていただきます。

北海道教育大学准教授の大賀委員でございます。

北海道大学大学院農学研究院の笠井准教授でございます。

札幌市立大学准教授の片山委員でございます。

室蘭工業大学大学院教授の川村委員でございます。

北海道農業会議代表理事副会長の菊入委員でございます。

日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会の北方委員でございます。

現在ですね、繋がっていない状態になってはいますが、北海道女性団体連絡協議会監事の吉良委員でございます。アクセス中でございます。

同じくアクセス中の旭川弁護士会の小門委員です。

続きまして、北海道不動産鑑定士協会副会長の齋藤委員でございます。

北海道商工会議所連合会常務理事の佐藤委員でございます。

札幌市立大学教授の椎野委員でございます。

北海道町村会理事であり、利尻富士町長の田村委員でございます。

北海道林業協会理事の幌村委員でございます。

同じく現在アクセス調整中でございますが、北海道市長会の理事でございまして、滝川市長の前田委員でございます。以上でございます。

4 会議成立

□ 事務局（齋藤課長）

続きまして、本日の審議会は今現在、14名中13名がWEBで繋がっておりますが、御出席いただいております。北海道国土利用計画審議会第6条第2項に規定いたします定足数2分の1以上満たしておりますので、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会におきましては、公開での開催としまして、会議の議事録につきましても、発言者のお名前を記載して公開させていただきますので、あらかじめ御了承をいただければと思います。

5 議題(1)

会長選任

事務局（齋藤課長）

これより議事に入りたいと思います。

次第でございますが、北海道国土利用計画審議会会長の選出及び会長職務代理者の指名についてでございますが、北海道国土利用計画審議会条例第5条第2項によりまして、会長は委員が互選すること、また、同条第4項によりまして、会長の職務代理をあらかじめ指名できることが規定されております。最初に、会長の選任についてでございますが、委員の皆様から御発言等ございませんでしょうか。

それではですね、もし発言がございませんでしたら、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局（齋藤課長）

それでは、事務局からの案といたしまして、会長には前期に引き続きまして、椎野委員にお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

（異議なし）

事務局（齋藤課長）

ありがとうございます。それでは会長は椎野委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事進行につきましては、椎野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

6 会長挨拶

椎野会長

よろしくお願いたします。聞こえてますでしょうか。少しハウリングしているようですが大丈夫ですか。私の方から一言御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

皆様お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。会長を拝命しました椎野と申します。円滑な議事進行に務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。

7 会長職務代理者の指名

椎野会長

それでは議事について、私の方で進行させていただきたいと思ひます。

まず、会長の職務代理者指名でございます。事務局から御説明いただいたと思うのですが、あらかじめ代理の方を指名させていただきたいと思ひます。よろしければ川村委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

川村委員

お引き受けいたします。よろしくお願いたします。

椎野会長

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

8 議題(2)

土地利用基本計画（計画図）の変更

椎野会長

それでは続きまして、議題の（2）北海道土地利用基本計画（計画図）の変更についてござい

ます。本件につきましては、本月2日付けで知事から諮問のあったものですが、事務局から説明をお願いします。

□ 事務局（福井補佐）

それでは説明させていただきます。本日、諮問させていただいております、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、御説明いたします。資料については、画面に映し出しておりますが、お手元にも資料を御用意しておりますので、見やすい方で御覧ください。

まず、資料1「土地利用基本計画について」の表紙の次、1頁目、「北海道国土利用計画審議会の概要」となります。こちらは、本審議会の内容を1枚にまとめたものとなります。

次のページの「国土利用計画法の概要」を御覧ください。国土利用計画法は略して国土法と呼ばれていますが、国土法の目的は、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることとなっております。国土法は、昭和40年代における乱開発等による国土利用の混乱を背景に、適正で合理的な土地利用の確保を図ることを目的に昭和49年に制定されたものです。

次に、国土利用計画のところです。国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、それぞれのレベルにおける国土利用の将来像を示す長期的な構想です。一方、その下にあります、土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能、とあります。

個別規制法には都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、略して農振法と呼んでいますが、それから森林法、自然公園法、自然環境保全法といったものがあります。

また、土地利用基本計画は、都市計画法などの各個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画となります。土地利用基本計画は、計画書と計画図にわかれております。土地利用基本計画では、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域を定めています。これらを通称五地域と呼んでいます。土地利用基本計画図では、五地域を5万分の1の地図に表示しています。計画書には、五地域ごとの土地利用の原則や五地域が相互に重複する地域の土地利用の優先順位など、土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用の基本や原則などが書かれていますが、五地域の区分を変更すべき事由が生じた場合について、国土法の定めるところにより、関係市町村や当審議会の意見を聴いた上で、変更することとなっております。個別規制法の指定地域に変更が生じて、これに対応する土地利用基本計画の五地域区分の変更を要する地域がある場合に、あらかじめ土地利用基本計画図の変更を行うこととして、必要な調整を図っています。土地利用基本計画は各個別規制法の枠を超えて、基本的な方向付けが行われることから、土地利用の総合調整機能を果たすため、上位計画として位置付けられているところです。

次に、五地域と記述のあるところから矢印が個別規制法に向かっているところを御説明いたします。この五地域と個別規制法との関係についてですが、五地域は国土法において、都市計画法上の都市計画区域など、個別規制法で定められている地域・区域と一対一で対応するよう定められています。なお、矢印の下に「即する」とあるのは、矛盾なく一体性を保つという意味です。

まとめますと、国土利用計画は土地利用の「基本構想」、土地利用基本計画は土地利用の「基本計画」、各個別規制法は土地利用の「実施計画」となります。

次のページ、「五地域区分の定義等」を御覧ください。五地域は先ほど説明いたしましたとおり、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の五つの地域です。例えば、「農業地域」は、「農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」であり、運用上では、農業振興地域の整備に関する法律により、「農業振興地域」として指定されている又は指定されることが予定されている地域です。

次のページ、「重複地域における土地利用の調整指導方針」を御覧ください。五地域がそれぞれ重複する場合における土地利用について、図表にしたものです。例えば、左側の五地域区分の「農業地域」全体と上段の「都市地域」の「市街化区域及び用途地域」がクロスしているところを見ますと、「×」となっております。これは「農業地域」と「都市地域」の「市街化区域及び用途地域」は、制度上又は実体上、重複することができないことを示しています。本日の「農業地域」の縮小

に係る案件は、これに該当するもので、「市街化区域」に編入するため、「農業地域」を縮小する必要がある、というものです。

次のページを御覧ください。「審議のポイント」について説明させていただきたいと思います。ここでは、変更案件について、委員の皆様にご審議をしていただく際のポイントを整理したものです。道土の適正かつ合理的利用のため、「国土利用計画（北海道計画）や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」、「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」などについて、総合的な見地から御審議いただければと存じます。

まず、ポイントの1「国土利用計画（北海道計画）や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」ですが、これは、国土利用計画（北海道計画）や北海道土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかどうか、ということです。

ポイントの2「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」ですが、これは変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということです。

ポイントの3「重複地域における地域変更は、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等に即しているか」ですが、これは、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうか、ということです。

最後に、ポイント4「特定の地域における地域変更が、他地域へ悪影響を与えていないか」ですが、これは土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうか、ということです。本審議会では、五地域への影響について検討・協議する際には、総合的な視点から見てどうか、ということになります。

それでは資料2の「土地利用基本計画図変更内容説明書」を御覧ください。資料2の表紙の次、1頁目です。変更地域の概要ですが、本日御審議していただくのは、整理番号1「千歳農業地域の縮小」の1件となります。

それでは、次のページを御覧願います。案件の概要を御説明いたします。北海道地図に黄色で塗りつぶしているのが、千歳市の位置となります。本案件は、現状、「都市地域」と「農業地域」が重複している当該地域において、土地区画整理事業及び民間の開発行為が行われる見通しとなり、都市的な利用を図るものとして「市街化区域」に編入されることから、これに伴い、「農業地域」を縮小し、「都市地域」のみとするものです。なお、土地区画整理事業の事業主体は、同事業実施区域の地権者です。また、開発行為の事業主体は、民間の開発事業者です。「農業地域」を縮小する面積は、16.7ヘクタールで、現況は、農地が8.3ヘクタール、原野が1.5ヘクタール、道路が1.1ヘクタール、宅地が5.5ヘクタール、その他調整池などが0.3ヘクタールとなっております。

個別規制法との関係につきましては、都市計画法に基づき、都市計画の区域区分の変更を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、「農業振興地域」の変更を行うこととなります。

次に、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び市町村長から意見を聴くこととされており、当案件につきましては、国土交通大臣、千歳市長ともに、「特に意見がない」旨の回答をいただいております。五地域の指定状況については、先ほど触れましたとおり、現在は「都市地域」、細区分は「市街化調整区域」と「農業地域」、細区分は「その他」が重複する地域となっています。変更後は、「農業地域」と「都市地域」の細区分「市街化区域」は重複することができませんので、「都市地域」の細区分、「市街化区域」のみとなります。

次のページを御覧願います。変更区域は、黄色に着色した所となります。JR千歳駅からおよそ2キロメートルほど北方向に位置しておりまして、道道島松千歳線に隣接しています。周辺には、半径1キロメートル以内の近隣に小中学校や高校、病院などがあります。なお、新千歳空港が、変更区域のおよそ7キロメートルほど南南東に位置しています。

次のページを御覧願います。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色部分が変更区域で、先程来お話ししておりますとおり、この区域は現在、「都市地域」と「農業地域」が重複しています。

次のページを御覧願います。右上は、国土地理院の航空写真です。その下の写真1番以降、10頁の10番まで、令和4年7月に撮影した現地写真となります。農地部分では、小豆、現地写真の

2番と7番が該当します。収穫後になりますけれども小麦が現地写真5番になります。休耕地にはなりませんけれども、現地写真の4番となっています。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについて、御説明いたします。まず、ポイント1に関して、本案件は、「市街化区域」に隣接する地域におきまして、住居系の土地利用への見通しが明らかになりました。今後、市として都市的利用を図るため、「市街化区域」に編入しようとするものであることから、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。

次に、ポイント2に関しましては、本案件は、今後、都市的利用を進めていくために、「市街化区域」に編入しようとするものであり、「農業地域」と「都市地域」の「市街化区域」は重複できないことから、「農業地域」の縮小は妥当と考えます。

次に、ポイント3に関しましては、変更区域は、現状、「都市地域」の細区分の「市街化調整区域」と「農業地域」の細区分の「その他」の重複地域にありますが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっていますので、支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しましては、変更区域内に河川はありませんが、土地区画整理事業や開発行為などに伴い影響がある河川として、石狩川水系の千歳川があります。雨水の流出増があるため、調整池を設置し流出を抑制することとし、千歳市公共下水道に接続の上、千歳川に排水することとしており、河川管理者である北海道開発局札幌開発建設部と協議を行い、支障がない旨確認されております。汚水につきましては、千歳市公共下水道により処理を行うことで支障がないこと、新千歳空港近接に伴う航空機騒音についても、環境基準を満たしている旨を道環境生活部との協議において確認されております。また、変更区域内の道路、雨水調整池なども本年5月から整備着工するという事です。

以上によりまして、変更区域は、現在、「都市地域」の「市街化調整区域」ですが、周りは既に「市街化区域」であることや、隣接地も住居系の土地利用がなされていることから、「農業地域」が縮小することによって他地域への影響はないものと考えます。

以上、「千歳農業地域の縮小」について、御説明いたしました。

□ 椎野会長

ありがとうございました。

それではただ今、御説明いただきました内容につきまして審議させていただきたいと思っております。委員の皆様から御意見・御質問等がございましたらお願いします。資料供与いただいている審議のポイントのところでお説明いただきましたとおり、本審議会は北海道国土利用計画審議会という名称でして、初めて参加される委員の方もおられるかと思っておりますが、北海道の土地の適正かつ合理的利用のための総合的見地からの御審議をいただきたいということで4つのポイントをお示しいただいているかと思っております。本日の案件の「千歳農業地域の縮小」につきまして、現状ですと農業利用と都市利用が重複しているような状況を都市的な利用に変更してよいかどうかということについて適切性あるいは合理性について御審議させていただきたいと思っております。その他、御説明いただいた中で不明な点、お気づきの点などがありましたら併せて確認をいただければと思いますので、よろしく御願いいたします。

【質疑応答】

□ 椎野会長

いかがでしょうか。

□ 幌村委員

道土という意味は何の略でしょうか。

□ 事務局（福井補佐）

北海道の土地という意味でして、他県であれば県土といいますが、北海道であれば道土となります。

す。

幌村委員

これは営農者の申請によって行われるということですか。営農者が土地利用を変えたいということですよ。

椎野会長

事務局いかがでしょうか。

都市計画課

営農者が高齢になってきていまして、なかなか跡継ぎがいなくなって休耕になっているところもあるのですが、この場所については地権者の方々から新たな使い方について要望が上がっています。

幌村委員

地権者は何名ですか。

都市計画課

8名です。

幌村委員

はい、わかりました。

椎野会長

音声聞き取りにくいのですが。

事務局（福井補佐）

今の御質問が聞こえなかったようですので、簡単にまとめますと、事業自体が営農者といいますが、地権者の同意というか希望によるものなのかどうか、また地権者が何名いたのかという御質問をいただきましたので、それに対する答えが営農者といいますが、地権者からの要望もあり、このような事業が進められているということと、地権者自体は現在8名いたということで8名全員の総意のもとに進められているという答えがありました。

椎野会長

地権者の皆様から御要望があったということが1点目と、2点目としては地権者の方が8名いらして全員の意向に基づいて御要望いただいているという理解でよろしいですか。

事務局（福井補佐）

はい、そのとおりです。

椎野会長

はい、ありがとうございます。

椎野会長

その他ございましたらお願いします。

菊入委員

ここの「農業地域」が縮小される土地が、もともと「農業振興地域」ではなくて「農業地域」の「その他」の理解でよろしいかということと、農業委員の立場として、地権者、営農している人が望めば変更することができるとは思っていない。行政がこの地域を「市街化区域」にするという理

由があって求めていると思うので。地図を見ると、もともと「市街化区域」の中で一部分だけ引っ込むような形で農地として扱われていたところを、何故、今更「市街化区域」に入れなければならない理由がきちんとあるのであれば、周辺の営農者の理解を得た上で変更するというふうに相談されているのかどうかということを知りたいと思います。

□ 椎野会長

おおよそ聞き取れたと思うのですが、今回御審議いただく対象地の周辺の農地の営農者の方々の合意を得られているのかという御質問でよろしかったでしょうか。

□ 菊入委員

そうですね。ここは農地として利用されていたのであれば、周りのこれから継続して営農される方がその土地をまた農地として使いたいという意思があった人もいるかもしれないので、周辺の今後も営農を続けていく人達の理解を得て、縮小しようというふうに行っているのかを知りたいと思います。

□ 椎野会長

はい、ありがとうございます。ただ今の御質問について事務局から回答お願いできますでしょうか。

□ 都市計画課

先ほど地権者の方々からの要望という話をしましたが、要望はあったのですが、今回決めたことについては千歳市の現状として、人口が増えている状況というのもあるとあって、今の「市街化区域」の中で住居を貼り付けていくというのは厳しい状況です。それが課題になっているというのがあったのですが、「農用地区域」が周りにあるのですが、それ以外の部分はここぐらいしかなく、この地域について、「市街化区域」に編入するべきだということで地権者の方々のご同意もいただいて今回編入するという流れになっています。

□ 椎野会長

あまり聞き取れなかったのですが、もう一度簡単に御説明いただければよろしいですか。

□ 都市計画課

はい。千歳市の現状として「市街化区域」の面積が不足している状況というのがありまして、それを都市計画法の計画の中で令和2年のときに「市街化区域」に必要な規模というものを決めておりまして、保留していた面積分を、開発が確実になった時点で解除することになっているのですが、この箇所というのは、千歳市の方で「市街化区域」の面積が足りない状況から、地権者の方々の同意を得て今回編入するという流れになっております。

□ 菊入委員

この地域が「農業振興地域」なのか、「第2種農地」なのか、「第3種農地」なのかということを知りたいと思います。

□ 都市計画課

「第3種農地」になります。

□ 菊入委員

「第3種農地」であるならば、この「市街化区域」で囲まれた農地としてあるので、いたしかたないのかなと思います。そこをはっきりしていただければいいかなと思います。

□ 事務局（齋藤課長）

「第3種農地」です。転用は可能です。

- 菊入委員
よくわかりました。ありがとうございます。
- 椎野会長
他に御意見・御質問ございますでしょうか。
- 北方委員
地権者8名ということですが、全員が営農者ですか。
- 都市計画課
地権者8名のうち3名が農業をやっておられまして、そのうち2名が休耕中ということになっています。
- 北方委員
5. 5ヘクタールは宅地になっているので、宅地として使われているのは、けっこうな広さがあるのかなと思っていたのですが。この会議はここを変更することだけ審議するということですか。それともこういうふうな形に開発していくということを道の皆さんは知っているものなのかなというのがちょっとありましたので。変えたいからここを変えていいかというだけの審議なのかというのを教えてもらいたかったのですが。
- 事務局（福井補佐）
審議会の方では基本的には道士の適正かつ合理的な土地利用の観点から、総合的かつ大所高所からの視点で御審議いただくことになっておりまして、個別規制法で規定されている内容について、いいか悪いかというのは個別規制法で議論されていることですので、最終的にはそれらの結論がその土地の今後の利用について問題ないかどうかという点を御審議していただく場となると考えていただければよいかと思います。
- 北方委員
はい、わかりました。これだけの土地ですので、この周りはきつと区画整理が入っている地域なのかなと思っていたので、千歳市での区画整理になるのかとか、民間での区画整理になるのかというようなことまで、すでに道の皆さん御存じなのかなということがあったものですから、こちらはこれしか知りようがないので。
- 椎野会長
大変申し訳ないのですが、私の方で会話のやりとりが聞き取れておりません。内容について、もう一度簡単に説明いただければよろしいでしょうか。
- 事務局（福井補佐）
失礼しました。もう一度説明させていただきますと、本来審議会では案件について、どこまで審議するのか、具体的に個別の事業の中身までよいとか悪いとかを審議するのかどうかということだったのですが、それに対して審議会では合理的な土地利用に向けた検討課題ですとか、総合的かつ大所高所の視点から審議していただくということで、具体的などころではそれぞれの個別規制法の中で議論されていますので、結果として、例えば今回の場合ですと、その土地なりその周辺なりにどういった影響があるのか、今後も土地利用として問題がないかどうか、そういったことを御審議いただければということをお話させていただきました。
- 椎野会長
大体はわかったかなと思います。土地利用上は問題がないということですかね。

事務局（福井補佐）
話の流れとしてはそういうことでよろしいかと思えます。

椎野会長
はい、ありがとうございます。

椎野会長
委員の皆様、他に御質問・御意見などございますでしょうか。

椎野会長
よろしいですかね。

（発言なし）

椎野会長
それでは、本案件につきまして特段、御異議等ないように見受けられますので、諮問を受けました北海道土地利用基本計画（計画図）の変更は適当と認め、審議会としてその旨答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

椎野会長
それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、北海道土地利用基本計画（計画図）の変更につきましては、適当である旨答申することに決定させていただきたいと思えます。なお、答申の文案と知事への提出につきましては、会長の私の方に一任させていただきたく思えますが、よろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

椎野会長
ありがとうございます。

9 その他

椎野会長
本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何か御意見等ありますでしょうか。

（発言なし）

椎野会長
私からのお願いとしては、映像は見えているのですが、音声は聞き取りにくいことが多々ありまして、次回以降、同じシステムの使用を予定されているのであれば、音声の問題を解消していただけるように調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局から何か御連絡等がありますか。

事務局（齋藤課長）
はい、ただ今、御指摘いただきました音声を含めてWEBの接続の問題について、次回までに改善を試みたいと思えます。大変失礼いたしました。当初、始まる時にWEBの接続していただきおりました旭川弁護士会の小門委員と北海道市長会理事でございます滝川市長の前田委員については、途中から参加いただけただけなのですが、北海道女性団体連絡協議会監事の吉良委員については、ず

っと接続を試みていただいたのですが、最後までうまく接続できませんでした。これも含めて次回以降の課題として対応を考えさせていただきたいと思います。以上でございます。

□ 椎野会長

はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の審議会終了とさせていただきます。議事の進行を事務局にお返ししますので、よろしく申し上げます。

10 閉会

□ 事務局（齋藤課長）

椎野会長、誠にありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、局長より御挨拶申し上げます。

□ 事務局（上田計画局長）

本日は御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。通信への配慮がなされていないということで、大変御迷惑をお掛けいたしました。御質問のやりとりも含めて復唱する機会があって、かなり時間を浪費してしましまして大変申し訳ありませんでした。改善するようにしたいと思います。

本日の議題の土地利用基本計画（計画図）の変更案につきましては、適当である旨、御決定をいただきました。ありがとうございます。後日、答申をいただいた後に、計画図の変更決定、公表してまいりたいと考えております。引き続き、お力添えをいただければと思います。簡単でございますけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

□ 事務局（齋藤課長）

以上で本日の審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)